

<h1>静岡市報</h1>	No. 172
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目次

規則

- 静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則・・・3
- 静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則・・・6
- 静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則・・・7

教育委員会規則

- 静岡市立中学校部活動指導員設置規則の一部を改正する規則・・・15

規 則

静岡市規則第57号

静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年8月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市重度心身障害者医療費助成規則（平成15年静岡市規則第126号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「特別介護給付費若しくは特別訓練等給付費」を「特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費」に改め、同条第3項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市重度心身障害者医療費助成規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市重度心身障害者医療費助成規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第58号

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年8月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 県条例第10条の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書

第3条を次のように改める。

(建築物の建築に関する確認の特例)

第3条 政令第10条第3号ハ及び第4号ハに規定する規則で定める規定は、県条例第10条の2第1項（静岡県建築基準条例第10条の2第1項の規定に基づき、建築物の各部分の耐力、変形限度等に関する基準（平成29年静岡県告示第219号）1（1）（法第20条第1項第4号イに係る部分に限る。）に掲げる基準に係る部分に限る。）とする。

第4条中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第59号

静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年8月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市斎場条例施行規則（平成15年静岡市規則第171号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表静岡市清水斎場の項中「、午前11時、午後1時及び午後3時」を「から午後3時30分までの間で市長が指定する時刻」に改める。

第4条中「第7条各号の規定に該当する場合の」を「別表第1使用料の欄のその他の場合に係る」に改める。

第6条中「第8条」を「第7条」に改める。

第7条中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

様式第1号その1及び様式第1号その2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号中

「

※第 号	年 月 日	(宛先) 静岡市長	を
------	-------	-----------	---

 」

「

※第 号	年 月 日	(宛先) 静岡市長	に、
------	-------	-----------	----

 次のとおり許可を申請します。
 」

「

利用希望 年月日時	年 月 日 午 前 後	時 分	点火	を
利用目的 (件数)	(件)			

 」

「

利用希望 日 時	年 月 日	時 分	点火	に、
利用目的 (利用数量)	(箱)			

 」

「

市民以外の者に係る件数	件	※使用料	円	を
-------------	---	------	---	---

 」

「

※使用料	円	に、
------	---	----

 」

「

※ 上記のとおり 許可してよいでしょ うか。	課長					起案		を

 」

(注意)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。

「

※	課長					起案

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。
- 3 1箱は、10キログラム以下としてください。

に

改める。

様式第3号その1及び様式第3号その2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号中

「

利用年月日時	年 月 日 午 ^前 時 分点火 後
利用目的 (件数)	(件)

を

」

「

利用日時	年 月 日 時 分点火
利用目的 (利用数量)	(箱)

に、

」

「

市民以外の者に係る件数	件	※使用料	円
-------------	---	------	---

を

」

「

使用料	円
-----	---

に、

」

「

年 月 日	静岡市長 氏 名 印
(注) この許可証は、斎場を利用する際斎場係員に提示してください。	

を

」

「

上記のとおり許可します。 年 月 日	静岡市長 氏 名 印
(注) 1 この許可証は、斎場を利用する際斎場係員に提示してください。	

に

2 1箱は、10キログラム以下としてください。

改める。

様式第5号中

「

年 月 日 (宛先) 静岡市長						
上記のとおり 減額 免除 してよいでしょうか。	課 長					起 案

を

」

「

年 月 日 (宛先) 静岡市長 上記のとおり申請します。						
	課 長					起 案

に

」

改める。

様式第6号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市斎場条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市斎場条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第24号

静岡市立中学校部活動指導員設置規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年7月21日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞 樹

静岡市立中学校部活動指導員設置規則の一部を改正する規則

静岡市立中学校部活動指導員設置規則（平成15年静岡市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「静岡市立中学校（）」を「静岡市立の中学校（）」に改め、「中学校に」の次に「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員として」を加える。

第2条中「部活動のうち」を「スポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導を行うものとし」に、「応じ、」を「応じ」に、「下に、」を「下に」に改める。

第6条に次の3項を加える。

- 4 教育委員会は、部活動指導員のうちから外部顧問を選任することができる。
- 5 外部顧問は、人格が高潔で、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、教育委員会が別に定める基準により選任するものとする。
- 6 外部顧問は、校長の監督を受け、技術的な指導、学校外での活動の引率及び部活動の管理運営等に従事し、顧問教師との連携を十分に図ることとする。

第7条中「範囲内で」の次に「、部活動指導員及び外部顧問である部活動指導員の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において、改正前の静岡市立中学校部活動指導員設置規則第1条に規定する部活動指導員であった者は、この規則による改正後の静岡市立中学校部活動指導員設置規則第1条に規定する部活動指導員とみなす。